

神戸市地域公共交通会議設置要綱

制定 平成19年9月4日

(目的)

第1条 神戸市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)地域における地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2)交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は、別表1に掲げる者とする。

- 2 交通会議は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(会長)

第4条 交通会議に会長をおき、構成員の互選により選任された者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、構成員の中から、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 構成員の欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第 6 条 交通会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、構成員の総数の過半数の構成員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 交通会議の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

(会議の公開)

第 7 条 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第 8 条 交通会議の構成員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第 9 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 10 条 交通会議の庶務は、企画調整局調査室において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

- 1 . この要綱は平成 19 年 9 月 5 日から施行する。
- 2 . この要綱の施行後、最初に委嘱された構成員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 3 . 平成 19 年度においては、北区淡河町にかかる協議を行うものとする。

別表1（第3条関係）

神戸市地域公共交通会議 構成員

	職 名	備 考
構 成 員	神戸市企画調整局調査室長	主宰者
	一般乗合旅客自動車運送事業者	
	一般乗用旅客自動車運送事業者	
	社団法人 兵庫県バス協会	
	社団法人 兵庫県タクシー協会	
	神戸市自治会連合協議会長又はその指名する者	住民代表
	神戸市婦人団体協議会長又はその指名する者	住民代表
	社団法人 神戸市老人クラブ連合会長又はその指名する者	利用者代表
	神戸市 PTA 協議会長又はその指名する者	利用者代表
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 首席運輸企画専門官（輸送担当）	
	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が 組織する団体	
	一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が 組織する団体	
	学識経験者	
	兵庫県神戸県民局県土整備部神戸土木事務所 企画調整担当 主幹	